

令和元年9月27日

教育委員会第9回定例会記録

石巻市教育委員会

教育委員会第9回定例会記録

◇開会年月日 令和元年9月27日（金曜日）

午後 1時30分開会

午後 2時20分閉会

◇開催の場所 庁議室

◇出席委員等 5名

教 育 長	境 直 彦 君	委 員 (教育長職務代理者)	阿 部 邦 英 君
委 員	今 井 多 貴 子 君	委 員	遠 藤 俊 子 君
委 員	杉 山 昌 行 君		

◇欠席委員 なし

◇説明のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	及 川 伸 一 君	事 務 局 次 長	佐 藤 由 美 君
事 務 局 次 長 (教 育 改 革 担 当)	稲 井 浩 樹 君	教 育 総 務 課 長	石 井 透 公 君
学 校 教 育 課 長	川 田 知 宏 君	学 校 安 全 推 進 課 長 補 佐	千 葉 正 人 君
学 校 管 理 課 長	今 野 順 子 君	生 涯 学 習 課 長	安 倍 秀 一 君
複 合 文 化 施 設 開 設 準 備 室 長	千 葉 正 喜 君	体 育 振 興 課 長	石 川 儀 幸 君
蛇 田 公 民 館 長	大 森 和 彦 君	副 参 事 (社 会 教 育 ・ 体 育 施 設 担 当)	高 橋 正 博 君

◇書 記

教 育 総 務 課 長 補 佐	星 憲 君	教 育 総 務 課 幹 事	熱 海 照 郎 君
教 育 総 務 課 主 査	三 浦 麻 里 子 君		

◇付議事件

一般事務報告

・教育長報告

報告事項

報告第 8 号 専決処分の報告について

専決第 1 2 号 石巻市複合文化施設条例

専決第 1 3 号 石巻市立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例

専決第 1 4 号 石巻市公民館条例の一部を改正する条例

専決第 1 5 号 令和元年度石巻市一般会計補正予算（第 3 号）

（教育委員会の事務に係る部分）

審議事項

第 2 7 号議案 石巻市営運動場管理規則等の一部を改正する規則

第 2 8 号議案 石巻市立幼稚園園則及び石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則 ※追加議案

第 2 9 号議案 石巻市立学校の授業料等口座振替実施要綱及び石巻市教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令 ※追加議案

第 3 0 号議案 石巻市立桃生幼稚園預かり保育実施運営要綱を廃止する告示 ※追加議案

その他

午後 1時30分開会

○教育長（境 直彦君） それでは、ただいまから令和元年第9回定例会を開会いたします。
本日の会議ですが、欠席委員はありません。

会議録署名委員の指名

○教育長（境 直彦君） それでは、会議録署名委員の指名を行います。
本日の会議録署名委員は、阿部委員にお願いします。
よろしくお願いします。

教育長報告

○教育長（境 直彦君） それでは、本日の案件に入ります。
本日の案件は、一般事務報告が1件、報告事項が1件、審議事項が1件及びその他となっております。
それでは、一般事務報告に入ります。
私から報告を申し上げます。
今月、9月は石巻市議会第3回定例会でしたので、その内容について少し長くなりますが、御報告申し上げます。
第3回定例会は、平成30年度一般会計決算の認定及び条例の改正、令和元年度一般会計補正予算等でありました。
私からは、環境教育委員会並びに一般質問での答弁内容についてお話しいたします。
環境教育委員会では、まず現地視察、平成30年度の決算の認定に係る現地視察では、石巻トレーニングセンター新築事業を視察していただきました。
次の日に書面審査がありまして、その主な答弁内容を御報告いたします。
平成30年度の決算認定に係る質疑です。
教育指導奨励費で、石巻子どもの未来づくり事業に関連して教職員の加配による効果について質疑があり、様々な授業で活用しており、一定の効果としては教員が児童・生徒の心のケアに直接当たることができたことである旨、答弁しております。また、復興期間が終了する来年度末以降も加配期間の延長を要望するために、本市の現状や効果をまとめ、国や県に説明すべきではないかとの質疑があり、毎年各学校から復興による加配の必要性や学校の実態をまとめ

た書面により、教育事務所を通じて県に伝えている旨、答弁しました。

次に、小学校校舎老朽化対策事業で、トイレの洋式化について質疑があり、昨年度でトイレの洋式化率は53%であり、各学校の各階に洋式トイレがないことを避ける取組を行っている旨、答弁しています。また、全小・中学校の全てがこの洋式化になる見通しについて質疑があり、現在の学校数の状態で老朽化対策工事とトイレの洋式化の集中工事を併せて行った場合でも10年強を要する見込みである旨、答弁しております。

次に、学校給食費、学校給食センター運営事業で、給食費滞納への対応について質疑があり、現年度の滞納者は学校で対応し、卒業後は学校管理課で対応している、昨年度、市長と学校長の連名による共同催告を実施した結果、収納率の増加が見られたこと、今後も対応可能なことに取り組み、滞納を減らしていきたい旨、答弁しております。

次に、条例審査における質疑です。

この後も報告事項で説明申し上げますが、主な質疑についてお話を申し上げます。

石巻市複合文化施設条例では、当該施設の指定管理の予定について質疑があり、次回の定例会に提案する旨、答弁しております。また、当該施設のネーミングライツの考え及び愛称の募集について質疑があり、ネーミングライツについては民間事業者対象に実施の計画を予定しており、来年度募集等を行っていききたい、また、愛称については広く市民から募集することで検討していきたいが、ネーミングライツの兼ね合いも考慮しながら進めていきたい旨、答弁しました。さらに、当該施設の使用料の設定根拠及び使用料の減免対象について質疑があり、使用料の設定根拠については県内の類似施設や近隣の施設を参考に設定したこと、また、使用料の減免対象は、市が使用する場合や市が主催する事業、又は市内の小・中学校が利用する場合等は減免を想定しており、市の既存施設における対象者を参考に設定する予定であること、社会教育団体への減免は考えていないが、今後どのような対応が可能か検討する旨、答弁しております。

次に、石巻市公民館条例の一部を改正する条例では、新蛇田公民館内の各部屋の使用料金の算出根拠について質疑があり、市内公民館及び旧蛇田公民館の各部屋の全日使用料の1平方メートル当たりの平均単価から新公民館の各部屋の面積を乗じた金額を算出し、さらに午前、午後、夜間の料金を割り出したこと、改正後の使用料金は、当該面積の拡充により現在の1.5倍から2倍の値上げ幅となる旨、答弁しております。また、現在、蛇田公民館を利用している認定社会教育団体は、新しい公民館においても使用料減免の対象になるのかとの質疑があり、現在と同様に全額減免を継続するが、冷暖房費はこれまでどおり負担してもらうことになる旨、

答弁しました。さらに、公民館施設利用団体との予約の重複について質疑があり、これまでの団体については年間の利用希望日を申し出て調整していることから、重複することは少なく、今後もスムーズな運営が可能と考えている旨、答弁しております。

次に、補正予算関係での質疑では、事務局費、社会教育・体育施設適正配置及び長寿命化計画策定事業で、当該事業における適正配置及び長寿命化計画の内容について質疑があり、適正配置については施設の利用状況や建物の老朽化状況を考慮し、地域全体の中での配置の検討を行い、統廃合や使用継続について検討するものであること、また、長寿命化計画については適正配置の中で残すべき施設の長寿命化を図る計画である旨、答弁しております。また、現在において具体的に残す施設や廃止する施設が決まっているのかとの質疑があり、今後、現在の施設の利用状況、建物の劣化状況調査を行うため、現時点で決まっている施設はないこと、また、対象施設は公民館等の文化施設、あるいは屋内、屋外体育施設の約60施設である旨、答弁しております。

以上が主な質疑内容であります。

その後、環境教育委員会に付託された議案は、決算の認定を始め、全て可決されました。

25日の本会議では、平成30年度石巻市一般会計及び各種特別会計決算が認定され、条例改正及び令和元年度一般会計補正予算とも可決されております。

次に、18日から5日間で行われました一般質問は、24人のうち教育関係は7人からなり、主な質問内容は次のとおりであります。

図書館の現状について質問がありました。現在の図書館の供用年数、耐震補強工事、利用者数の推移、新しい移転新築の考え方、図書館の必要性等を答えております。

なお、移転新築の考え方ですが、中里の合庁跡地について市として県との交渉を現在進めているところであり、その場所に図書館を移転新築することがあり得ることの旨、答えております。決定ではありませんが、手を挙げているということでございます。

小・中学校のいじめ対策について質問がありました。

学校給食の充実について、沼津貝塚の今後について、複合文化施設の工事の進捗状況について、第2回定例会でありました陸上競技場の早期建設の請願に対する対応について答えております。

復興マラソンの意義と今後の役割について、ネーミングライツでセイホクパーク石巻となりました総合運動公園の現状と課題について、学区再編について、小学校プログラミング教育の体制整備について、学校図書館の機能強化について、学童期、高校就学時の子育てについて、

子供の肥満の現状とその対策について、全国体力・運動能力等の調査結果の現状と課題について、学校給食の地場産品活用の現状と課題について、最後に、齋藤氏庭園の修復整備進捗状況と2年後のグランドオープンに向けての質問がありました。

以上が市議会関係の報告であります。

以上で私からの報告を終わります。

御質問等ございましたらお願いします。

(「ありません」との声あり)

報告第 8号 専決処分の報告について

専決第 12号 石巻市複合文化施設条例

専決第 13号 石巻市立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例

専決第 14号 石巻市公民館条例の一部を改正する条例

専決第 15号 令和元年度石巻市一般会計補正予算(第3号)

(教育委員会の事務に係る部分)

○教育長(境 直彦君) なければ、報告事項に入ります。

報告第8号 専決処分の報告についての専決第12号 石巻市複合文化施設条例について、複合文化施設開設準備室長から説明をお願いします。

複合文化施設開設準備室長。

○複合文化施設開設準備室長(千葉正喜君) それでは、報告第8号 専決処分の報告についてのうち、専決第12号 石巻市複合文化施設条例につきまして御説明を申し上げます。

本報告につきましては、令和元年石巻市議会第3回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められ、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、8月30日付けで異議のない旨、専決処分を行いましたので、御報告するものでございます。

なお、本条例につきましては、石巻市議会第3回定例会において9月25日で可決されております。

本条例は、市民の芸術文化振興等の促進を図ることによる市民生活の向上と文化芸術等の資料を収集し、展示を行うことで市民の教養の向上を図り、本市の文化芸術の発展に寄与することを目的とし、石巻市複合文化施設を設置することといたしましたことから、新たに条例を制定するものでございます。

それでは、条文に従いまして御説明いたしますので、表紙番号1の4ページから12ページまでを御覧願います。

第1章は総則についてであります。第1条は複合文化施設の設置及び目的について、第2条は本施設は芸術文化センターと博物館の2つの機能を持った施設により構成する旨、規定しております。

次に、第2章は石巻市芸術文化センターについてであります。第3条は本施設の会館時間及び休館日について規定を、第4条は芸術文化センターが行う事業についてホールなどの各施設を住民の利用に供すること及び芸術文化の情報提供や芸術文化の振興、創造等に関する事業を行う旨、規定しております。第5条は職員の配置について、第6条は施設を利用しようとする団体又は個人の利用許可申請について、第7条は公序良俗に反したり、施設を損傷するおそれがあると認める場合における利用許可の制限について規定しております。第8条は許可を受けた目的以外での利用の禁止について、第9条は附属設備以外の設備、器具を搬入しようとするときの事前許可について規定しております。第10条は不正行為による利用許可を受けた場合や利用許可の条件に違反したときは利用を停止し、又は許可を取り消す旨の規定を、第11条は利用者による原状回復について規定しております。第12条から第14条については施設の使用料等の前納義務、使用料等の減免及び前納された使用料等の不還付について規定しております。

次に、第3章は石巻市博物館についてであります。第15条は開館時間及び休館日を、第16条は実物、模型、文献等の収集、保管又は展示をすることや、博物館資料の調査研究、あるいは講演会等の開催など、博物館が実施する事業について規定しております。第17条は職員の配置について、第18条から20条については観覧料の納付、減免及び納付した観覧料の不還付について規定しております。

次に、第4章は雑則についてであります。第21条は本施設に入場しようとする者が館内の秩序を乱し、あるいは施設を損傷するなどのおそれがある場合に、入場を拒否又は退場させることができる旨の入場の制限について規定したものであります。第22条は本施設を利用するに当たり、施設、設備等を損傷、汚損するなどした場合の損害責任を規定しております。第23条は本施設の管理運営を指定管理者に行わせることができる旨及びその業務の内容について規定しております。第24条は委任について規定しております。

最後に、附則であります。附則第1項は施行期日について、附則第2項は指定管理者の指定手続その他施設を供用するための準備行為については、本条例の施行日前にできる旨、規定したものでございます。

以上で報告終わります。

○教育長（境 直彦君） ただいまの説明に対しまして御質疑等はございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（境 直彦君） よろしいですか。

なければ、次に、報告第8号 専決処分の報告についての専決第13号 石巻市立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例についての報告を受けたいと思います。

教育総務課長から説明をお願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長（石井透公君） それでは、報告第8号 専決処分の報告についてのうち、専決第13号 石巻市立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

本報告につきましては、令和元年石巻市議会第3回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められましたが、教育委員会を開催する時間的な余裕がなく、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、8月30日付けで異議のない旨、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告をするものでございます。

なお、本条例につきましては、石巻市議会第3回定例会において9月25日付けで可決されております。

それでは、改正条例につきまして御説明を申し上げます。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が本年5月17日に公布され、幼児期の教育・保育の重要性に鑑み、子供の保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮するため、10月1日から幼児教育・保育の無償化が施行されることとなりました。これに伴い、石巻市立幼稚園の保育料及び預かり保育料につきましても、無償化に対応するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

また、石巻市立高等学校の入学者選 hands 手数料等につきましては、東日本大震災により被害を受けた方について平成31年度まで入学者選 hands 手数料及び入学金を免除しておりますが、引き続き被災した生徒の就学の機会を確保するため、令和2年度の入学者に係る入学者選 hands 手数料及び入学費につきましても、免除できるよう本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、改正内容につきまして御説明いたしますので、表紙番号1の13ページ、あわせて表紙番号2、条例等の一部改正新旧対照表の1ページから2ページを御覧願います。

第1条は本条例に預かり保育料を規定するため趣旨に加えるものであります。

次に、第4条は無償化に伴い、全ての園児の保育料を無料に改めるものであります。また、預かり保育料の額を定めるとともに、子ども・子育て支援法の規定により保育の必要性の認定を受けた園児につきましては、預かり保育料を無料に定めるものであります。

次に、第5条から第8条までは無償化に伴い、保育料の徴収等に関する項目を削るものであります。また、保育の必要性の認定を受けられない園児は、従来どおり、預かり保育料が有料となるため、預かり保育料の徴収等に関する項目を加えるものであります。

次に、附則第4項中、平成30年度を令和元年度に、平成31年度分を令和2年度分に改めるものであります。

次に、附則でございますが、本条例の施行期日を令和元年10月1日とし、本条例の施行の日前から引き続き石巻市立幼稚園に在籍する園児に係る同日以後の保育料の徴収については、なお従前の例によるものとするものであります。

以上で報告を終わります。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして御質疑等はございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（境 直彦君） よろしいですか。

なければ、次に、報告第8号 専決処分の報告についての専決第14号 石巻市公民館条例の一部を改正する条例について報告を受けたいと思います。

蛇田公民館長から説明をお願いします。

蛇田公民館長。

○蛇田公民館長（大森和彦君） それでは、報告第8号 専決処分の報告についてのうち、専決第14号 石巻市公民館条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本報告につきましては、令和元年石巻市議会第3回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められましたが、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、8月30日付けで異議のない旨、専決処分を行いましたので、報告するものでございます。

なお、本条例につきましては、石巻市議会第3回定例会において9月25日付けで可決されております。

本案は、狭あいでの老朽化が著しい石巻市蛇田公民館及び石巻市蛇田支所を複合施設として移転新築工事を進め、令和2年1月より供用を開始することから、石巻市蛇田公民館の位置及び

使用料を改正するものであります。

それでは、改正内容について御説明いたしますので、表紙番号1の14ページから15ページ、あわせて表紙番号2の条例等新旧対照表4ページから5ページを御覧願います。

始めに、第3条の名称及び位置を規定している表中、石巻市蛇田公民館の位置について石巻市蛇田字上中塚26番地を石巻市恵み野二丁目11番地1に改めるものです。

次に、別表第1の1、石巻中央公民館、渡波公民館、蛇田公民館、稲井公民館及び荻浜公民館使用料の表中、蛇田公民館の各室使用料と冷暖房設備器具使用料を改めるものであります。

次に、附則であります。附則第1項は本条例の施行期日を令和2年1月14日とするものであります。

附則第2項は経過措置について規定したものでございます。

以上で報告を終わります。

○教育長（境 直彦君） ただいまの説明に対して御質疑等はございませんでしょうか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（境 直彦君） 1月14日から供用開始なので、そのような条例と施行期日になっていきます。

それでは、なければ次に、報告第8号 専決第15号 令和元年度石巻市一般会計補正予算（第3号）（教育委員会の事務に係る部分）についての報告を受けたいと思います。

教育総務課長から説明をお願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長（石井透公君） それでは、報告第8号 専決処分の報告についてのうち、専決第15号 令和元年度石巻市一般会計補正予算（第3号）（教育委員会の事務に係る部分）について御説明を申し上げます。

本報告につきましては、令和元年石巻市議会第3回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められましたが、教育委員会を開催する時間的余裕がなく、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、8月30日付けで異議のない旨、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告をするものでございます。

なお、本補正予算につきましては、石巻市議会第3回定例会において9月25日付けで可決されております。

それでは、別冊の1ページから3ページを御覧願います。

歳入歳出予算の補正前の額に歳入歳出それぞれ1億1,220万8,000円を追加し、歳入歳出予

算の総額を歳入歳出それぞれ185億4,808万7,000円とするものでございます。

まず、歳出から主な項目について御説明申し上げますので、14ページを御覧願います。

10款1項2目事務局費に891万円を計上しておりますが、これは社会教育・体育施設の適正配置及び長寿命化計画策定費を措置したものでございます。

次に、16ページ、5項1目幼稚園費を私立幼稚園就園奨励費で6,511万1,000円を減額、3、私立幼稚園施設等利用支援事業費で1億6,141万7,000円を増額しておりますが、これは幼児教育の無償化に伴う財源調整及び関係予算を措置したものでございます。

次に、18ページ、6項12目（仮称）市民文化ホール建設基金費に599万2,000円を計上しておりますが、これは複合文化施設の建設のために寄せられました寄附金を同基金に積み立てするものでございます。

次に、13目東日本大震災関係費に100万円を計上しておりますが、これは複合文化施設の開館に向けた事業の企画立案業務委託料を措置したものでございます。

次に、債務負担行為について御説明申し上げますので、22ページを御覧願います。

就学ユニットシステム構築及び保守業務につきましては、期間及び限度額を変更するものがあります。

また、社会教育・体育施設適正配置及び長寿命化計画策定業務のほか5件につきましては、新たに追加設定するものでございます。

次に、歳入について御説明申し上げますので、4ページにお戻り願います。

13款1項8目教育使用料では444万6,000円を減額しておりますが、これは幼児教育・保育の無償化に伴う財源調整の結果、減額するものでございます。

次に、6ページ、14款2項8目教育費国庫補助金で6,641万4,000円を増額、8ページ、15款2項9目教育費県補助金で113万6,000円を減額しておりますが、これらは幼児教育・保育の無償化に伴う財源調整に対する国・県支出金を措置したものでございます。

次に、10ページ、17款寄附金で635万円を計上しておりますが、これは（仮称）市民文化ホール寄附金などの寄附金を措置したものでございます。

次に、12ページ、20款4項雑入で154万円を減額しておりますが、これは幼児教育・保育の無償化に伴う食材料費等の財源調整を行うものでございます。

以上で報告を終わります。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対して御質疑等はございませんか。

(「ありません」との声あり)

○教育長(境 直彦君) よろしいですか。

第27号議案 石巻市営運動場管理規則等の一部を改正する規則

○教育長(境 直彦君) なければ、審議事項に入ります。

第27号議案 石巻市営運動場管理規則等の一部を改正する規則についてを議題といたします。
教育総務課長から説明をお願いいたします。

○教育総務課長(石井透公君) それでは、第27号議案 石巻市営運動場管理規則等の一部を改正する規則について御説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、平成31年石巻市議会第1回定例会において使用料等の改定に伴う関係条例の整備に関する条例が議決され、平成31年3月18日公布、令和元年10月1日から施行することに伴い、関係規則を改正するものでございます。

それでは、改正内容について御説明申し上げますので、表紙番号1の17ページ、あわせまして表紙番号2の新旧対照表の6ページを御覧願います。

第1条の石巻市営運動場管理規則の一部改正、それから18ページ、第2条の石巻市桃生スポーツ施設管理規則の一部改正及び第3条の石巻市桃生武道館管理規則の一部改正につきましては、条例において別表に定める使用者の区分等を改めたことに合わせ、申請書等の様式中、使用区分等を改正するものでございます。

次に、19ページ、第4条、石巻市多目的ふれあい交流施設管理規則の一部改正につきましては、様式中、7の情報化研修室及び9のステージデッキを削るものでございます。

7の情報化研修室につきましては、現在、河南公民館事務室として使用しており、貸し出しを行っておらず、また9のステージデッキにつきましては、野外での休憩、談話などに無料で利用いただける施設であり、条例中に規定がないことから、今回整理を行うものでございます。

次に、附則でございますが、第1項は施行期日を令和元年10月1日とし、第2項は経過措置として改正前に作成し、現に残存する様式の用紙は必要な修正を加え、当分の間、使用できるものとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○教育長(境 直彦君) ありがとうございます。

ただいまの説明に対して御質疑等はございませんか。

(「ありません」との声あり)

○教育長（境 直彦君） ないようでしたら、第27号議案 石巻市営運動場管理規則等の一部を改正する規則については、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長（境 直彦君） 異議がありませんので、第27号議案については原案のとおり可決いたします。

日程追加について

○教育長（境 直彦君） それでは、ここで委員の皆様にお諮りいたします。

本日の議事日程に石巻市立幼稚園園則及び石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則、石巻市立学校の授業料等口座振替実施要綱及び石巻市教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令及び石巻市立桃生幼稚園預かり保育実施運営要綱を廃止する告示を追加して審議いただきたい旨、事務局から申出がありましたので、石巻市教育委員会会議規則第11条の規定に基づき、議事日程に追加することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長（境 直彦君） 異議がありませんので、石巻市立幼稚園園則及び石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則を第28号議案、石巻市立学校の授業料等口座振替実施要綱及び石巻市教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令を第29号議案、石巻市立桃生幼稚園預かり保育実施運営要綱を廃止する告示を第30号議案として日程に追加します。

なお、28号議案から30号議案までについては関連がありますので、一括議題として審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

第28号議案 石巻市立幼稚園園則及び石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則

第29号議案 石巻市立学校の授業料等口座振替実施要綱及び石巻市教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令

第30号議案 石巻市立桃生幼稚園預かり保育実施運営要綱を廃止する告示

○教育長（境 直彦君） それでは、第28号議案から第30号議案までについては一括して審議をいたします。

教育総務課長から説明をお願いいたします。

○教育総務課長（石井透公君） それでは、ただいま一括上程されました3議案について御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、先ほど専決処分の報告で申し上げましたとおり、令和元年石巻市議会第3回定例会において石巻市立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例が可決されましたことから、10月から始まる幼児教育・保育の無償化に関する規則、訓令及び告示について合わせて整理しようとするものでございます。

それでは、改正内容について順番に御説明を申し上げます。

始めに、石巻市立幼稚園園則及び石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則について御説明いたしますので、表紙番号3の1ページ、あわせて表紙番号4の規則等新旧対照表1ページを御覧願います。

まず、第1条関係であります。石巻市立幼稚園園則の一部改正を行うものであります。

第25条では、幼稚園保育料の無償化に伴い、保育料に関する規定を削るものであります。

また、第8章として預かり保育の規定を挿入し、河北幼稚園及び桃生幼稚園で実施する預かり保育について実施日、実施時間、対象児、利用定員及び申込み方法等を定めるものであります。

なお、河北幼稚園の預かり保育につきましては、令和2年4月1日から施行する予定としております。

次に、6ページ、第2条関係であります。石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部改正を行うものであります。

別表第3では、教育委員会事務局長が市長から補助執行を受けた事務を規定しておりますが、保育料の規定を削り、預かり保育料の規定を加えるほか、8として私立幼稚園における子育てのための施設等利用給付、実費徴収に係る補足給付及び運営費補助金の交付に関するものを加えるものであります。

次に、石巻市立学校の授業料等口座振替実施要綱及び石巻市教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令について御説明いたしますので、表紙番号3の9ページ、あわせて表紙番号4の規則等新旧対照表8ページを御覧願います。

まず、第1条関係であります。石巻市立学校の授業料等口座振替実施要綱の一部改正を行うものであります。

幼稚園保育料の無償化により、題名を石巻市立高等学校の授業料口座振替実施要綱に改めるほか、各条項において授業料等を高等学校授業料に改めるなど、関係する文言や様式、引用条

項等の整理を行うものであります。

次に、第2条関係であります。石巻市教育委員会決裁規程の一部改正を行うものであります。

別表では、教育総務課長の専決事項を規定しておりますが、保育料の規定を削り、預かり保育料の規定を加えるほか、15として私立幼稚園の施設等利用費の支給に関するものを加えるものであります。

次に、石巻市立桃生幼稚園預かり保育実施運営要綱を廃止する告示について御説明いたしますので、表紙番号3の12ページを御覧願います。

これまで桃生幼稚園の預かり保育につきましては、当該要綱で定めておりましたが、今般の条例改正において預かり保育料は石巻市立学校の授業料等徴収条例で規定し、預かり保育事業の運営は石巻市立幼稚園園則で規定することに改めますことから、令和元年10月1日をもって、当該要綱を廃止しようとするものであります。

以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育長（境 直彦君） ただいまの説明に対しまして御質疑等はありませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（境 直彦君） よろしいですか。

ないようでしたら、第28号議案 石巻市立幼稚園園則及び石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則、第29号議案 石巻市立学校の授業料等口座振替実施要綱及び石巻市教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令及び第30号議案 石巻市立桃生幼稚園預かり保育実施運営要綱を廃止する告示は、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長（境 直彦君） 異議がありませんので、第28号議案から第30号議案までについては原案のとおり可決いたします。

その他

○教育長（境 直彦君） それでは、審議事項を終了し、その他に入ります。

始めに、委員の皆様からございませんか。

今井委員。

○委員（今井多貴子君） 一つは、けやき教室のことです。現在、けやき教室には小学校、中学校のどの程度の子供たちが通学しているのか。けやき教室に通っている保護者から、中学校

の授業についていけない中で、受験に必要な授業内容をけやき教室でしていただけるのかどうか、していただけないとなれば、塾に通わせなければならないと、そういう懸念があるとのことで、大体のことは私もわかるのですが、けやき教室では授業として1日のスケジュールがどのように行われているのかを教えてくださいたいというのが一つ。

それからもう一つは、先日、小学校で英語の授業を見せていただき感じたことなのですが、あと6か月後に小学校の英語の授業が本格的に始まる中で、小学校の各学年又は学校全体において先生方の勉強会等がどのように行われているのか。そして、今、英語指導助手派遣業務の令和元年度分の限度額が示されましたが、その業務との兼ね合いがどのように行われているのか教えてくださいたいと思います。

○教育長（境 直彦君） 学校教育課長。

○学校教育課長（川田知宏君） それでは、私から、まず、けやき教室のことについてお答えいたします。

ただいま今年度の正確な人数につきましては、資料が手元にございませんでしたので、1学期末頃の時点で申し上げますと、中学生が十三、四名ぐらいの人数で通所しておりました。昨年度は20名まではいきませんでした、一番多い時期で、そのぐらい多い人数が通っておりました。

けやき教室ではどのような形で授業を行っているかといいますと、けやき教室の一番の狙いは、人間関係やコミュニケーションだったり、適応的なものも含めて学校に戻ることができるように、という体制を組むことにございまして、何人かはそのような形で完全に戻った生徒もおります。ただ、なかなか難しい場合もありまして、戻っても保健室登校になったり、あるいはけやき教室に居ても毎日というよりは1週間に数回とか、半分学校に行き、半分けやき教室に行くというような、様々なパターンで通う生徒がございます。その中で、けやき教室のスタッフが様々な工夫を行いまして、室長自ら授業を行う場合もございますし、基本的には生徒が自分の課題を基に行って、それを先生方が教えるという形なのですが、そのほかに専門的な英語や数学などの先生を定期的にお呼びして指導をされております。

その中で、受験という中学校3年生の部分につきましては、昨年度でいいますと、ほぼ自分の進路に沿った選択をし、しっかり進んでおりますので、学校になかなか行けないからといって不利になっているというよりは、むしろ、けやき教室で手厚い指導を行うことができていると感じているところです。

2点目の小学校の英語が来年度から本格的に始まるということにつきましては、先日、貞山

小学校で御覧いただきましたように、あくまで担任が中心ではございますが、石巻市では担任とのTT（ティーム・ティーチング）の形で行っております。来年度は授業時数が増えますので、100%まではいかないのですが、現在は3・4年生、5・6年生について、ALTと外国語指導補助員を含め、ほぼ100%の配置で授業を行うことができっておりますので、そういう点では、もう既に移行期間として手厚い指導が行われているところでございます。

○教育長（境 直彦君） 補足しますと、けやき教室イコール学校ではないので、学校の授業を全部けやき教室が補完しているわけではないと。そこを誤解すると、先ほどのような質問が出てくるので、学校の授業6時間を全部けやき教室では行っていないので、もしお話がまた出れば、そのところを委員からしていただければと。

○委員（今井多貴子君） なお、保護者のほうに伝えておきます。

○教育長（境 直彦君） よろしくお願ひします。

それから、外国語活動の研修会等の部分で、課長、説明を追加してください。

○学校教育課長（川田知宏君） 外国語活動の研修会につきましては、教員を対象とした市全体での研修会を行っております。これは毎年行っているところでございますし、今年度は大学の教授をお呼びして非常にいい研修会だったとお聞きしております。

そのほかにつきましては、中学校区や桃生地区や河南地区などで、授業実践を通した研修会をそれぞれ工夫して行っているところでございます。

○教育長（境 直彦君） よろしいですか。

○委員（今井多貴子君） はい。

○教育長（境 直彦君） そのほかございませんでしょうか。

では、ないようでしたら、各課長方からございませんでしょうか。

よろしいですか。

ないようですので、次回の定例会の日程について事務局お願ひします。

○事務局（星 憲君） それでは、次回10月の定例会につきましては、10月31日の木曜日午後1時30分から開催する予定でございます。場所につきましては、市役所本庁舎4階、庁議室で開催いたします。よろしくお願ひいたします。

○教育長（境 直彦君） では、以上をもちまして、本日の定例会を終了いたします。

ありがとうございました。

午後 2時20分閉会

教 育 長 境 直 彦
署 名 委 員 阿 部 邦 英